

資料編

I 策定経緯

1 市民意見募集・説明会等

(1) 素案作成に向けた取組

- ①都市計画マスタープラン中原区構想改定に向けた市民ワークショップを開催
 - ・開催日：令和2（2020）年1月19日
 - ・参加人数：33名
- ②都市計画マスタープラン川崎区・幸区・中原区構想改定に向けたまちづくりフォーラムを開催
 - ・開催日：令和2（2020）年7月12日（川崎区・幸区と合同で開催）
 - ・参加人数：37名
- ③地域で主体的にまちづくり活動を行う団体等にヒアリングを実施
 - ・実施期間：令和元（2019）年10月～令和元（2019）年12月
 - ・対象団体：27団体135名（川崎区・幸区と合算）

(2) 素案作成後の取組

- ①改定素案に関するパブリックコメント
 - ・調査期間：令和2（2020）年11月25日～令和3（2021）年1月12日
 - ・閲覧場所等：ホームページ、情報プラザ、各区役所、都市計画課
 - ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
 - ・意見書総数：6通（48件）（川崎区・幸区と合算）
- ②改定素案に関する市民説明会
 - ・日程(会場)：令和2（2020）年12月22日（中原区役所）
 - ・参加者総数：4名
 - ・質疑総数：0件
- ③改定案の縦覧（意見募集）
 - ・調査期間：令和3（2021）年5月25日～令和3（2021）年6月7日
 - ・閲覧場所等：ホームページ、情報プラザ、各区役所、大師支所、田島支所、日吉出張所、教育文化会館、幸市民館、中原市民館、川崎図書館（大師分館、田島分館含む）、幸図書館（日吉分館含む）、中原図書館、都市計画課
 - ・意見書受付：郵送、持参、FAX、メール
 - ・意見書総数：1通（1件）（川崎区・幸区と合算）

ワークショップ等のとりまとめ

- ・商店街に活気があるが、個店の廃業も見られる
- ・空き店舗の活用が進むと良い
- ・駅のホームが混雑している
- ・駅周辺の道路が狭い
- ・駐輪場が駅から離れていて不便

- 郊外部**
- ・工場跡地がすぐに住宅化してしまう
 - ・敷地が手狭となっている企業もある
 - ・多摩川河川敷や等々力緑地等の資源の活用が必要
 - ・災害時の避難場所が少なく、特に水害時の避難場所が少ない
 - ・大規模災害対策に力を入れてほしい

- 住宅地**
- ・道路が狭い
 - ・多摩川へのアクセスが良くない
 - ・スポーツチームと連携した等々力緑地の整備をしてほしい
 - ・等々力緑地や多摩川河川敷を子どもの遊び場として活用できていない
 - ・水害対策が必要

- 郊外部**
- ・空き家が目立つ地域がある
 - ・閑静な住宅街で住みやすい
 - ・ファミリー向けの住宅が少ない
 - ・道路や歩道が狭い
 - ・緑や公園が少ない

- 郊外部**
- ・高齢化が進んでいる
 - ・道路が狭く、通り抜けできない道路が多い
 - ・緑が多い
 - ・崖地に家が建っており、避難体制の確立が必要

- 駅周辺**
- ・商店街をはじめ様々な店舗がある
 - ・駐車場・駐輪場が足りない
 - ・駅前広場がない
 - ・国際交流センターがあるため、案内表示の多言語化が必要

凡例

- 広域拠点
- 身近な駅周辺
- 平たん部居住地
- ▨ 住工混在地域
- 工業地帯
- 丘陵部居住地
- 市街化調整区域・緑地
- 河川
- ★ 地域資源等
- 身近な生活圏

- 区全体**
- ・昔は企業のまちであったが近年はベッドタウン化している
 - ・住宅開発の圧力が高い
 - ・まちカフェ（地域住民が飲食しながら交流できる場）を開く場所が少ない
 - ・コミュニティの活性化に向けて、老若男女問わず交流できる仕組みや場所がほしい
 - ・区内の大企業と連携した取組が必要
 - ・鉄道駅が多く路線バス網も充実しているが、混雑も激しい
 - ・自転車利用が多く、マナーが悪いため事故も多い
 - ・子供がボール遊びできる公園が少ない
 - ・管理が不十分な街路樹が多く、通行が危険な場所もある



2 川崎市都市計画審議会等

①第12回 都市計画マスタープラン小委員会

・開催日：令和元（2019）年8月30日

・議題：○高津区構想・宮前区構想の改定に向けた取組について

○川崎区構想・幸区構想・中原区構想の改定に向けた取組について

②第15回 都市計画マスタープラン小委員会

・開催日：令和2（2020）年9月23日

・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

③第16回 都市計画マスタープラン小委員会

・開催日：令和元（2021）年3月26日

・議題：○都市計画マスタープラン区別構想の改定に向けた取組状況について

④第88回 川崎市都市計画審議会

・開催日：令和3（2021）年7月28日

・議題：○「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」の改定について

Ⅱ 用語集

あ行

ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報や通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
ウォークアブルなまちづくり	官民連携により、公共空間等を利活用し、居心地が良く歩行者が滞在したくなる空間へと転換させることによって、人々の多様な交流や賑わいの生まれやすい、歩きたくなるまちをめざす考え方。
SDGs	「Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットで全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
NPO	Non Profit Organization (民間非営利組織) の略。環境・福祉などの非営利活動を行う市民団体の総称。平成10(1998)年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
オフピーク通勤	主に鉄道の混雑緩和を図るため、混雑時間を避けて通勤すること。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体。温室効果ガスの増加により、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられている。

か行

街区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
川崎市協働・連携の基本方針	今後の協働・連携の取組を進める際に持つべき視点や取組の方向性を明らかにすることを目的として、協働・連携に関する市としての基本的考え方や方向性を示すもの。(平成28(2016)年3月)
川崎市総合計画	地方自治体が行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める計画で、長期的な指針となるビジョンを定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容等を定めた「実施計画」の3層で構成されている。(平成28(2016)年3月策定)
川崎市無電柱化整備基本方針	市内の無電柱化の一層の推進を図るために、重点化するエリアを設定するなどの方向性を定めたもの。(平成23(2011)年3月策定)
管理運営協議会	公園利用に係わる規制緩和を推進し、地域コミュニティの核としての公園の利活用を図るとともに、市民との協働による管理運営を進めることを目的として、平成18(2006)年から実施された地元管理の取組。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止工事等が進められる区域のこと。「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定する。
狭あい道路	幅員が4m未満の狭い道路。
協調建替	複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、各戸の敷地で行う建替え。

緊急輸送道路、緊急交通路	震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するために確保された道路のこと。緊急交通路は、県公安委員会が、災害応急対策の円滑な実施のために交通規制を行う道路で、緊急輸送道路は、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が被災者の避難や物資を輸送するために指定した道路のこと。
近隣公園	「都市公園法」に基づく都市公園で、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。本市では、「緑の基本計画」において、本市の緑を考える上での骨格として位置付ける「さまざまな主体の協働」「つながりのある緑」「地域の核となる緑」「緑と水のネットワーク」「緑の活用の仕組み」の総称として捉えている。
景観計画特定地区	「景観法」に基づき、本市の景観を先導していくべき重要な地区のこと。景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ることを目的に定めるもの。
建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準（位置、構造、用途、形態、意匠等）を定める制度。
建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）	川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮したしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的とし、持続可能な建築物を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促すもの。
交通結節機能	鉄道とバスなど交通手段相互の乗換えや歩行が効率的かつスムーズに行えるなど交通機関を乗り継ぐ場所に求められる機能のこと。
コージェネレーションシステム	あるエネルギー源から、電気と熱など複数の異なるエネルギーを同時に得るシステムのこと。エネルギー効率の大きな改善が可能となる。
コミュニティ交通	在来の路線バスの運行がない、あるいは道路幅員などの理由で運行できない地域などを対象に、地域の住民などが中心となって導入する基本的に誰もが利用できる交通手段のこと。

さ行

災害危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、神奈川県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」を川崎市長が「災害危険区域」として指定するもの。崖崩れによる建築物の倒壊及び人身への直接的な被害を防止するため、区域内において建築物の構造等が規定される。
市街化区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべく区域として定めるもの。
市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域として定めるもの。
市街地再開発事業	「都市再開発法」に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、「細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築」、「公園、広場、街路等の公共施設の整備」等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業。

市民防災農地	災害時に農地を市民の一時避難場所、または仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用し、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるもの。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなど、地域の特性を踏まえた多様かつ小規模なエネルギーの供給体制を組み合わせ、地域で必要とされる電力を賄い、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステム。
新多摩川プラン	多摩川の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場（憩い、遊ぶ、学ぶ）を創出するために策定された計画。（平成28（2016）年3月策定）
スプロール	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
スマートシティ	電力の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせ、エリア単位での次世代エネルギー・社会システムの概念のこと。
生活行動圏	鉄道沿線を中心に展開している市民の日常圏として、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの4つに大別したエリア。
生産緑地地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。市街化区域内にある農地等のうち、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているものを市町村が指定する。生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇が受けられる一方で、農地保全の観点から建築物などの新築・増改築は制限される。
総合設計制度	市街地環境の整備を図ることを目的とした、「建築基準法」に基づく制度の一つ。敷地内に一定以上の公共的なオープンスペースを確保する場合などに、容積率や高さの制限が緩和される。

た行

大規模小売店舗	店舗面積のうち、飲食店業等を除く小売業を行うための床面積が一定の基準（政令では1,000㎡と規程）を超える小売店舗のこと。新設しようとする者は「大規模小売店舗立地法」に基づく届出等が必要。
宅地造成工事規制区域	「宅地造成等規制法」に基づき指定される区域。宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある市街地または市街地となろうとする区域で、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
多摩川景観形成ガイドライン	多摩川の魅力を活かした街なみづくりの推進を図るために、多摩川の沿岸地域で建築行為や開発行為等を行う際の基本的なルールを設定したもの。（平成20（2008）年3月策定）
多摩川水系河川整備計画	多摩川（国の直轄管理区間）における、治水、利水、環境を総合的に捉えた河川整備計画。（平成13（2001）年3月策定）
地域包括ケアシステム	介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制。
地域緑化推進地区	緑豊かな住み良い環境のまちにするために、地区における緑化の内容や緑化された土地の管理などを住民自らが計画し、自主的に緑化を推進しようとする地区のうち、計画案を条例に基づき市長が認定した地区。

地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態や道路、公園の配置等について、住民の意向を反映し、市が定める都市計画。
地区公園	「都市公園法」に基づく都市公園の一つ。主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
地産地消	地元で生産された農産物を地元で消費すること。
長期優良住宅認定制度	構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する住宅について、その建築及び維持保全に関する計画を認定する制度。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。
鶴見川流域水害対策計画	流域の浸水被害を防止・軽減する目的で進める河川整備、下水道整備、流域対策についての計画。河川管理者及び下水道管理者、流域自治体が共同で策定している。(平成19(2007)年3月策定)
鶴見川流域水マスタープラン	鶴見川流域で健全な水循環系構造をめざし、流域の市民、企業、行政が連携して、水循環系に関わる各計画、施策を総合的に進めるための基本となる計画。
低炭素建築物認定制度	建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物について、「低炭素建築物新築等計画」を認定する制度。認定を受けた建築物は、税制優遇や容積率の緩和等を受けることができる。
低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン	拠点地域等における開発計画において、地球環境への配慮や都市の成長に資する取組を適切に評価することで、事業者の積極的な取組を促す、容積率特例制度等の運用の考え方を示したガイドライン。(平成27(2015)年3月策定)
道路整備プログラム	川崎市内で進める道路整備について、客観的な指標などを用いた整備効果の高い箇所を選定することで、整備箇所の重点化を図るとともに、計画や目標を市民と共有し、円滑で効率的・効果的な道路整備を推進するための計画のこと。現在の道路整備プログラムは、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの計画を示している。(平成28(2016)年3月策定)
特定建築物	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により定められた、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館の用途に使用する床面積が3000平方メートル以上(学校は8000平方メートル以上)の建築物。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定から30年を迎える農地のうち、その後も良好な都市環境の形成を図るうえで保全の必要がある農地について、「生産緑地法」に基づき市町村が指定する。指定後は、税制面の優遇や建築物などの新築・増改築の制限が継続する。
特定都市河川	「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定される河川。著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水流出の抑制に向けた規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等が定められる。
特別緑地保全地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内の良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺等で一定の要件に該当する地区を保全するために定めるもの。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採は厳しく規制される。

都市計画基礎調査	「都市計画法」により定められた、都市計画区域内における都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しについて調査される。
都市計画区域	「都市計画法」による都市計画に関する規制等の適用を受ける区域。自然的・社会条件的、人口・土地利用・交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街化開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

内水ハザードマップ	下水道の雨水排水能力を上回る大規模な降雨等が生じ、当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域等の情報を記載するもの。一方、「洪水ハザードマップ」は、河川からの溢水や堤防の決壊等が起こった場合の浸水想定等の情報を記載するもので、両者とも、平常時からの防災意識の向上等に活用される
ノンステップバス	入口から出口まで床面に段差のない低床式の路線バスのこと。車いすの乗車も可能である。補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズに行える。

は行

バイオマス	植物や動物などの再生可能な生物由来のエネルギー資源で、化石資源を除いたもの。
バスロケーションシステム	GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコンに運行情報を提供するシステムのこと。
バリアフリー基本構想・推進構想	「バリアフリー法」に基づき、市が作成する。重点整備地区において、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために事業に関する基本的な構想と地区の整備方針を定めるもの。
樋管	用水流入や内水排除のため堤防を貫通して設置される暗渠のこと。樋門とも言う。取水のためのものを用水樋管、内水排除のためのものを排水樋管と言う。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

ヒートショック	温度の急激な変動で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる失神、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞等の健康被害であり、特に冬場に多く見られ、高齢者に多く見られる。
風致地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。自然の景観を維持し、また、名勝・史跡等の環境保護等、都市空間における自然環境の保全を図るために定めるもの。
福祉のまちづくり条例	障害者や高齢者などが安全で快適に施設を利用できるよう、建築物等の通路、出入口や廊下などの幅員やスロープ、トイレ、エレベーターなどの整備基準を定めたもの。（平成21（2009）年10月改正）
ふれあいの森(市民緑地)	緑の保全と活用を図ることを目的として、土地所有者から良好な樹林地を市が借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として市民の利用に供するもの。

ま行

身近な生活圏	生活行動圏の範囲内における市民の日常的な生活圏として、鉄道駅を中心に生活行動圏を分けたゾーン。
緑の保全地域	「緑の保全及び緑戸の推進に関する条例」に基づき、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められ、良好な緑を形成している土地の区域等を指定する制度。

や行

谷戸	丘陵地や台地の縁辺部が長い時間をかけて浸食され形成された谷状の地形のこと。地域によっては、「谷津（やつ）」「谷地（やち）」とも言う。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、誰もが分け隔てなく快適に生活できるようにしていくこと。
ユニバーサルデザインタクシー	高齢者や子育て世代、車いす利用者をはじめとした、誰もが利用できるタクシーのこと。川崎市内を運行するユニバーサルデザインタクシーは、一般のタクシーと同料金で利用できる。
用途地域	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。機能的で安全な住みよい都市をつくるために、合理的な土地利用計画の基に、建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどについて、適正なルールを定めるもの。

ら行

ライフライン	電気・ガス・上下水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要な設備や機能のこと。
緑地保全協定	「緑地保全事業要綱」に基づき、緑地を保全するため所有者と協定を結ぶ制度。協定地の適正な緑地保全に努めるため、市が管理費の一部を助成している。
緑化推進重点地区	都市の顔となる地区として、重点的な緑戸の推進が効果的であること、市街地開発事業等と連携した計画策定が可能であること、緑による良好な住環境の形成が可能であることなどの考え方のもとで設定した地区。市内の都市拠点を中心に8地区を設定。地区ごとに、緑戸の基本方針、目標及び主な緑戸の取組等を位置づけた「緑戸推進重点地区計画」を、市民・事業者・行政の協働により策定している。

連担建築物設計制度

「建築基準法」に基づき、既存の建物を含む複数の敷地・建物を一体として合理的な設計を行う場合に、特定行政庁の認定により、当該敷地群を一つの敷地とみなして、接道義務、容積率制限、建ぺい率制限、斜線制限、日影制限等を適用できる制度。

川崎市都市計画マスタープラン中原区構想

発行 川崎市

○編集

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住 所 〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044-200-2713

F A X 044-200-3969

E-MAIL 50tosike@city.kawasaki.jp

令和3(2021)年8月31日改定版 初版